

(別紙) 訪問リハビリテーション料金表

(1) 3割負担の方

※1単位=10円

基本料金	1週間6回(120分)までを限度に利用可能 ※短期集中リハビリテーションの場合は1週間に12回(240分)利用可能		20分につき 924単位
	当事業所の医師の診察ができない場合		20分につき 150単位減算
サービス提供体制強化加算	I	勤続年数が7年以上の者が1名以上配置されている場合	20分につき 18単位
	II	勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合	20分につき 9単位
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合		所定単位数の 45/100単位
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ	①医師はリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を行うこと。さらに医師の指示内容を記録すること。 ②3月に1回以上、リハビリテーション会議(テレビ会議可)を開催し内容を記録、利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画書を見直すこと。 ③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 ④理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ⑤リハビリテーション計画について計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ①～⑤に適合することを確認し、記録する場合。	1ヶ月につき 540単位
	(A)ロ	加算(A)イの要件に加え、訪問リハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。(LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用)	1ヶ月につき 639単位
		加算イ、ロの要件に加え、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。	
短期集中リハビリテーション加算	①退院・退所(日)又は要介護認定の効力が生じた日から3ヵ月以内 ②週2回以上かつ20分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合に加算		1日につき 600単位
退院時共同指導加算	1. 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーションの医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合。 2. 病院または診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること。		1回につき 1800単位